

中 期 経 営 計 画

(令和6～10年度)

令和6年6月

公益財団法人 岐阜県建設研究センター

目 次

I	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
II	経営理念・基本方針	・ ・ ・ ・ ・	2
III	センターの現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	3
IV	今後の取組み方針	・ ・ ・ ・ ・	1 1
	【参考資料】	・ ・ ・ ・ ・	1 7

I はじめに

1 経営計画策定の趣旨

公益財団法人岐阜県建設研究センター（以下「センター」という。）は、昭和 45 年 4 月に「財団法人岐阜県建設技術センター」として発足し、平成 12 年 4 月に「財団法人岐阜県企画設計センター」を統合して「財団法人岐阜県建設研究センター」となり、平成 25 年 4 月に公益財団法人に移行しました。「良質な社会資本の整備と適正な維持管理をめざし、建設事業に関する調査研究、建設技術者の人材育成のための研修を実施するとともに、岐阜県及び県内市町村等の建設行政の適正かつ効率的な執行を総合的に支援し、もって県民の福祉の向上に寄与すること」を目的とし、安定した経営に努めています。

センターは、県や市町村が行う社会基盤整備や災害復旧の技術支援、建設技術職員の技術力向上に資する研修、公共事業の発注支援を実施しており、最近では、県内の建設人材の育成・確保や建設業の魅力発信、橋梁等の社会基盤の維持管理の支援などに取り組んできました。

近年、建設行政を取り巻く環境は大きく変化してきています。気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害や急速に進行する社会基盤施設の老朽化などに対応するための防災・減災、国土強靱化の推進を求められています。また、建設業に携わる人材の確保や育成、建設現場の生産性向上などの課題を抱えています。さらに、コロナ禍で加速したデジタルトランスフォーメーション（DX）、持続可能な社会の実現を目指す SDGs 達成に向けた事業活動を推進する必要があります。

こうした変化や課題に適切に対応していくためには、技術力向上に努め、効率的に事業を推進し、一層安定した経営基盤を確立する必要があります。このため、「中期経営計画」を策定し、ポストコロナ社会においても事業の展開を図り、適切な経営に取り組んでまいります。

2 計画の期間

令和 6 年度から令和 10 年度まで（5 年間）とします。

本計画に掲げる取組みは、期待される公益法人の新たな役割と社会経済情勢の変化や技術革新等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

Ⅱ 経営理念・基本方針

1 経営理念

- (1) 県内唯一の土木と建築部門の発注者支援機関として、技術力の向上に努め、「高度な技術」と「丁寧な対応」で「確かな信頼」を獲得し、技術支援、研修、研究など各種事業を推進します。
- (2) 効率的に事業を実施するとともに、事業収支のバランスを確保し、公益財団法人として、安定した持続可能な経営を図ります。

2 基本方針

(1) 県、市町村への技術的支援の推進

県や市町村が行う建設事業を高い技術力で総合的にサポートし、ニーズに応じて丁寧、きめ細やかに対応します。

(2) 調査研究研修事業の推進

建設事業の各種課題を解消し社会資本整備を推進するため、社会的ニーズに即した調査研究や建設技術者の技術力向上を図るための研修を行います。

(3) 経営の安定

技術力を支える人材の確保・育成と効率的な組織体制の確立を図り、バランスのとれた公益目的事業と収益事業を実施し、経営の安定を図ります。

Ⅲ センターの現状と課題

1 県、市町村への技術的支援の推進

(1) 公共工事発注者支援機関

センターは土木と建築の分野において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく発注関係事務を適正に行うことができる県内唯一の「公共工事発注者支援機関」に認定されている。公共工事の品質確保及び更なる向上を目的として、県・市町村が、発注関係事務を適正に実施するための支援（積算、監督・検査等）を行っている。

(2) 県、市町村ニーズの把握

国・県・市町村の動向を注視するとともに、毎年、役員等が定期的に県土木事務所長、市町村長を訪問し、センターの PR、意見交換、情報収集を行っている。

今後も、センターの業務内容の一層の PR に努めるとともに、的確にニーズを把握する方策を検討する必要がある。

(3) 建設事業総合支援事業

① 総合支援事業（設計業務）

設計業務は、民間企業が実施できるため、設計単独での受託は控えていることから、公共土木施設整備に関する設計業務の受託は年々減少している。

公益財団法人であるセンターとして取り組むにふさわしい受託方法や内容を検討する必要がある。

また、下水道事業の設計も、市町村の下水道整備が進んできたため、受託量は減少している。

② 総合支援事業（積算・現場管理・検査等業務）

県、市町村の工事の積算、現場管理、検査業務等を受託している。土木積算業務では、難易度の高い工種の受託が多く、営繕工事では、積算・現場管理業務の受託は少ない傾向にある。

自治体の土木・建築技術職員が不足していることから、今後も業務の増加に対応していく必要がある。

③ アセットマネジメント支援事業

市町村が管理する橋梁の点検業務を受託し、一部を地域一括発注にて委託するなど定期点検を実施している。令和 5 年度に橋梁点検の 2 巡目が終了することで、直営により点検を実施する市町村の増加が予測されること等から、受託量の減少が見込まれる。

センターとしては、点検業務を直営で行う市町村職員の点検技術が向上するためのバックアップ体制を構築する必要がある。

④ 災害復旧支援事業

災害発生直後の被災状況調査、緊急を要する応急工事の設計、災害査定等の支援に加え、確実な事業執行ができるよう助言・研修等の支援を行っている。

災害復旧支援は、突発的に発生した事案に対し短期間で対応しなければならないため、常に対応可能な職員配置等の体制を確保しておく必要がある。また、災害復旧支援のノウハウを若手技術者に伝承し、人材育成する必要がある。

⑤ 総合評価支援事業

価格と品質に優れた公共調達を実現するために、平成 20 年度から総合評価落札方式を実施する市町村の支援を行っている。

総合評価落札方式による入札に取り組んでいる市町村は、当初より減少し、固定化する傾向にある。

⑥ 施設管理事業

岐阜県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロール業務を受託しているが、近年はパトロールにおける作業従事者の確保が困難な状況である。

また、当センターが開発した「スマぱと」システムにて、道路維持管理事業の補助となるデータや、河川・砂防の巡視・監視業務のデータを集積し、各施設管理者はこれを活用しながら事業の効率化を図っている。

⑦ 試験事業

公共工事等で使用されるアスファルト混合物の適正な品質の確保と質的向上を図るため、公平・中立な公的機関として試験事業を実施している。

(4) 建設 I C T 総合支援事業

① 入札参加資格審査事業

県内全自治体が共同審査事業に参加し、センターが開発した「入札参加資格審査システム」により入札参加資格審査を年間約 6,000 件以上実施している。また、令和 5 年 4 月から原則必要書類をファイル添付とする新システムの運用を開始した。

新システムを活用し、入力ミスや添付書類の不備、審査のチェックミスを減らすために、PR 動画やマニュアルの整備を行い、効率的な審査業務を実施している。

② G I S 運営事業

「県域統合型 GIS」は平成 18 年度から本格稼働し、県及び市町村に展開している。これまでに作成されたマップは 4,500 を超え、行政事務には欠くことのできないツールとして浸透し、オープンデータの作成や自治体 DX の推進にも活用されている。

増加するマップの管理、さらなる利用者の発掘、GIS システムでの技術的サポートの安定的な提供が課題である。

③ 品質検証事業

GIS の背景地図「岐阜県共有空間データ」は、自治体が業務で利用することから公共測量成果でなければならず、国土地理院への公共測量申請には検定が不可欠である。このため、市町村の都市計画図、県管理道路台帳附図、森林基本図の更新に併せて検定を実施している。

業務が年度末に集中するため、業務の平準化を図る必要がある。

④ 施設台帳等整備事業

県管理道路の道路台帳補正業務、市町村の道路台帳整備、下水道台帳の更新を実施している。

業務が年度末に集中しているため、業務の平準化、作業の効率化を行うとともに、更なる品質の向上を図る必要がある。

⑤ 情報システム事業

市町村向けにセンターオフィスパッケージ（COP）を提供し、17 市町が加入している。

また、県・市町村向けの社会資本の維持管理にかかる電子化やタブレット端末を利用したパトロール・施設点検システム等を開発し、ヘルプ

デスク対応やシステムの保守を行っている。

COP による業務効率化の効果が大きいことを PR しているものの、加入が進んでいない。現在の加入率では、赤字が見込まれるため、PR を強化して加入を促す必要がある。

2 調査研究研修事業の推進

(1) 調査研究

社会的ニーズに対応した調査研究、社会資本整備のための技術開発に関する研究、建設業界の技術力の向上・活性化に資する研究等を行っている。
近年は、小規模橋梁の維持管理に関する研究を行っている。

(2) 土木事業等啓発

将来の建設業の担い手に対して建設業の魅力を発信することを目的に、小中学生とその保護者を対象とした現場見学バスツアーや中学生を対象とした建設 ICT 出前講座を実施している。

(3) 建設技術職員研修

県・市町村職員に対し、公共工事の発注者である技術職員として職務執行に必要な知識・技術等の習得のための研修を実施している。

技術職員が不足してきているなか、知識・技術の継承手段として、研修の重要性が増しており、今後も有用な研修を開催するよう内容を検討していく必要がある。

(4) 建設業担い手確保・育成

建設現場における生産性向上に向けた建設 ICT 技術研修や建設業者の技術力・経営力向上、新規入職者の定着を図るための研修を実施している。

人手不足、DX や働き方改革など建設業を取り巻く環境は大きく変化しており、時代に即した研修が必要である。

(5) 産学民官の連携

産学民官協働で活動している「自然共生工法研究会」の運営、産学官が連携し県内建設業界の技術力向上、活性化のために設立された「岐阜社会基盤研究所」の運営を行っている。それぞれの活動では勉強会や研究発表会、現地研修会などを開催し、様々な職種の方々の参加により、有意義な交流となっている。

3 経営の安定

(1) 健全な経営基盤の構築

平成 25 年度に公益法人に移行したのち、必要な受託量を確保して、毎年一定の利益を計上し、財務 3 基準の遵守に努めながら、経営は概ね順調に維持されてきた。しかしながら、近年の利益は減少傾向となっている。

① 公益目的事業の安定化

公益目的事業は、アセットマネジメント事業の受託量の増加により、平成 27 年度から令和 3 年度まで毎年 10 億円超の受託額を確保し、安定経営に貢献してきた。

今後は、アセットマネジメント事業の減少を補完する新規の公益目的事業の開拓に努めるとともに、安定・継続した公益目的事業の実施方法を検討する必要がある。

② 収益事業の強化

収益事業については、利益の 2 分の 1 を公益目的事業に充て、公益目的事業繰入後の残りの利益を法人会計に繰入してきた。現在は、収益事業の受託量が減少し、法人会計の資金を補填できない状況になりつつある。

新規の収益事業の開拓に努めるとともに、事業の見直しにより収支改善を検討する必要がある。

③ 事業ごとの損益の把握

センターの事業に係る支出の多くは人件費と委託費が占めている。

事業単位で工数を集計し、実際に事業に費やした人件費を事業単位に適切に配分し、適正な事業損益を把握する必要がある。

事業ごとの損益を基に、安定・継続的な収益を確保する方策を検討する必要がある。

④ 資産取得資金

自社ビルの土地取得、建物等の整備を目的とした「施設・設備等取得資金」とシステム開発を目的とした「情報システム開発・整備等資金」を設置している。

自社ビルについては、センターの組織構成、ワークスタイル（テレワーク等）の変化や建設資材、労務費の高騰などの環境や社会情勢の変化

を注視し、整備計画の再検討を進める必要がある。

⑤ 経費の抑制

資料のペーパーレス化、消耗品の節約等に努めている。

経費の現状分析、削減可能な経費の洗い出し等を進め、一層の経費節減に努める必要がある。

(2) 適正な組織の確立・人材育成

① 適正規模の組織

これまで、継続的に職員数、組織体制の見直しを実施し、令和6年度からは5部、3センター、1支所、1室としている。

今後の業務量の見込みを把握した上で適材適所の人員配置を行うとともに、適切に人件費の管理を行う必要がある。

② 技術力を支える人材の確保

公益法人移行後、定期的に職員採用を行ってきた。近年、土木系技術職員の応募はあるものの、国や県、市町村との競合により採用に至らず、人材確保が難しい状況である。

また、業務内容に応じて求められる技術的区分が分かれており、業務内容を精査したうえで人員計画を策定する必要がある。

③ 人材の育成、自立した組織へ

センターの管理職員や調査研究研修事業を担う職員は、県派遣職員や県OB職員に多くを依存している。

公益財団法人として安定的に存続するためには、情報システム事業や調査研究事業等のほか、あらゆる業務においてセンター職員が中心となる必要がある。そのような自立した組織への移行に向けて、職員の採用時から定年までの長期的な人材育成プログラムの策定を検討する必要がある。

④ 職員の技術力向上

職員の研修を計画的、戦略的に進め、センター職員としての自覚を促しながら、必要な資格取得を推進するための受験料や外部の講習会の参加費用の助成を行うことにより、新たな事業展開にも対応できる技術、知識、能力を備えた人材の育成に努めている。

⑤ 新しい職場環境の実現

DX の推進を図り、業務の効率化、生産性の向上及び労働環境の改善を意識しながら、新しい職場環境を構築し、効率化等により捻出された人員や時間を必要な業務に割り当てる必要がある。

(3) センターのPR

業務案内や「けんせつサポート」の配布、ホームページの活用によりセンターをPRしている。

ホームページは、令和5年度に、誰もが閲覧しやすいものに改修した。特に、人材確保にもつながるよう、学校関係者や学生が見てわかりやすいものとしている。

IV 今後の取組み方針

1 県、市町村への技術的支援の推進

(1) 公共工事発注者支援機関

引き続き、土木と建築の分野で「公共工事発注者支援機関」の認定を受け、これまでに培った高度な技術や蓄積したノウハウをもとに、県・市町村を総合的に支援する。

(2) 県、市町村ニーズの把握

国・県・市町村の動向を注視するとともに、ホームページや業務案内（パンフレット）等を活用し、センターの社会的役割を周知する。

また、県・市町村のニーズを把握するため、令和5年度および令和6年度にニーズ調査（アンケート等）を実施し、新規事業の開拓、新たな顧客確保に努める。

(3) 建設事業総合支援事業

① 総合支援事業（設計業務）

設計業務単独での受託ではなく、積算・現場管理を含めた一括での受託方法などを検討し、受注拡大を図る。

また、下水道事業では老朽化してきている施設の維持管理や更新などの事業における受託の可能性を検討していく。

② 総合支援事業（積算・現場管理・検査等業務）

今後の増加が見込まれる業務であり、必要な体制を確保し、県・市町村のニーズにあわせた丁寧な対応を行う。引き続き、難易度の高い工種にも対応できるよう、各種の研修に参加して常に職員の技術力の向上を図るとともに、技術的意見交換の場を設けてノウハウの若手技術者への伝承を図る。営繕工事に関する受託も拡大するよう、県・市町村の関係機関へのPRを行う。

また、センター職員の業務効率化及び安全確保のため、受託する現場管理業務における遠隔臨場（WEB施工管理）について、発注者及び工事受注者と協議し導入を促進する。

③ アセットマネジメント支援事業

土木施設のマネジメントに対する知見・知識および点検技術を教育する機関としての体制を形成するとともに、COP を活用する新しい点検手法を取り入れ、県・市町村のニーズを踏まえ、今後のアセットマネジメント事業の方向性を検討する。

また、公共の建築物においてもアセットマネジメントに関する受託が拡大する方策を検討する。

④ 災害復旧支援事業

頻発・激甚化する自然災害の早期復旧に向け、有事の場合は通常業務を調整し、災害査定や復旧工事等の支援を最優先で取り組む。災害復旧支援が迅速、的確に実施できるよう、職員の体制確保や技術力の向上を図るとともに、技術的意見交換の場を設けてノウハウの若手技術者への伝承を図る。

⑤ 総合評価支援事業

総合評価落札方式を実施する市町村の支援を継続する。また、未実施市町村に対しては、岐阜県公共事業執行共同化協議会総合評価審査部会等において総合評価落札方式の必要性について十分説明するなど周知を徹底する

⑥ 施設管理事業

「スマぱと」システムを適正に管理・運用し、利用者からの信頼を得るとともに、道路パトロールにおける作業従事者の確保に努め、安定的に道路パトロール業務を受託する。

⑦ 試験事業

県内唯一のアスファルト混合物の公的試験機関として、試験事業を継続して実施する。

(4) 建設 I C T 総合支援事業

① 入札参加資格審査事業

自治体における入札参加資格審査業務の効率化やコスト縮減、建設業者等申請者の負担軽減を図るため、岐阜県と市町村が行う審査業務の共同化の支援を継続する。

効率的な審査業務を行うために、RPA や AI といった先進技術の導入

等によるシステムの改良を行い、事務の正確性と省力化を図る。

② GIS運営事業

地理空間情報に関連した県・市町村の取り組みをサポートするとともに、「県域統合型 GIS」を利活用する業務提案や、作成済みデータの定期的なたな卸し等のデータ管理を利用者と協同で実施する。また、継続的な GIS の普及啓発活動や技術的研修を実施するとともに、安定したシステム利用環境を提供する。

③ 品質検証事業

共有空間データの品質検定（都市計画関連、森林関連、県管理道、全体地図調製）を、引き続き実施していく。測量作業機関との調整を行い、業務の平準化及び作業効率向上の促進を図る。また地図鮮度の低下している部分の対策を関係機関と共に検討する。

④ 施設台帳等整備事業

県・市町村の道路台帳補正等の業務を継続して実施する。

業務発注が平準化され、道路台帳等の随時更新が可能となるよう、県・市町村と調整し、迅速な道路台帳の更新と作業の効率化を図る。

また、研修・講習会等を受講し、職員のスキルアップを図り、更なる品質の向上を目指す。

⑤ 情報システム事業

これまで開発したシステム等の再構築やヘルプデスク対応、運用保守を行う。また COP をより多くの市町村に利用してもらうために、センター幹部職員と担当職員が一体となって首長等へ利用を促す活動を行う。

COP の PR には営業能力が必要であることから、それらに対応できる人材の雇用・育成を検討する。

2 調査研究研修事業の推進

(1) 調査研究

土木・建築構造物の維持管理の効率化など、県・市町村の建設行政や建設業界を取り巻く環境の変化に対応した調査研究を行う。

(2) 土木事業等啓発

土木施設・建設現場の親子見学会や建設 ICT 出前講座など、将来の建設業の担い手確保につながる事業や、建設業の魅力を積極的に発信する事業を企画し実施する。

(3) 建設技術職員研修

ニーズを踏まえた項目、内容の研修を計画的、体系的に開催し、自治体職員の技術力の向上、育成を図る。また、研修内容によっては ICT を活用したハイブリッド研修を取り入れるなど受講者の利便性向上を図る。

(4) 建設業担い手確保・育成

技術力の向上とともに、DX 等を踏まえた新たなニーズにも対応できる人材育成のための研修を実施する。また、研修内容によっては ICT を活用したオンライン研修を取り入れるなど受講者の利便性向上を図る。

(5) 産学民官の連携

自然共生工法研究会、岐阜社会基盤研究所等の運営を適切に行い、産学民官の連携を堅固で確実なものとしていく。

3 経営の安定

(1) 健全な経営基盤の構築

現状の組織規模における安定した経営を維持するために、年間の受託金額 12 億円を確保するとともに、経費節減に努める。

① 公益目的事業の安定化

県・市町村のニーズを把握し、新規の公益目的事業の開拓や事業の見直しに努めるとともに、安定・継続した公益目的事業の実施のために、事業ごとの損益を把握して対策を検討する。

② 収益事業の強化

県・市町村のニーズを把握し、新規の収益事業の開拓に努める。特に、下水道の更新設計業務等の新規受託や設計業務の受託方法等を検討し、収益事業の拡大を目指す。

③ 事業ごとの損益の把握

事業ごとに人件費を適正に配分し、損益を把握する。

事業ごとの損益を基に、安定・継続的な収益を確保するために、経費の節減、適正な人員配置、事業内容の見直し、受託事業の直営率が向上する方策等を検討する。

④ 資産取得資金

センターの組織構成、ワークスタイル（テレワーク等）の変化や建設資材、労務費の高騰などの環境や社会情勢の変化を注視し、自社ビルの整備計画の再検討を進める。

⑤ 経費の抑制

削減可能な経費の洗い出し等を進め、一層の経費節減を進める。

(2) 適正な組織の確立・人材育成

① 適正規模の組織

今後の事業ごとの業務量の見込みや必要な人員数から収支を推計し、適切な収支と整合した組織体制、職員数を計画する。

② 技術力を支える人材の確保

職員採用計画において、技術力確保のため、土木・建築技術職員のほか、情報・IT事業等を担う人材を計画的に採用し、センター内における適材適所を考慮した人員の配置を行っていく。

③ 人材の育成、自立した組織へ

センター職員を中心とする自立した組織への移行に向けて、センターのあらゆる業務を執行できるよう、採用時から定年までの長期的な人材育成プログラム（階層別、経験別、専門分野別等）を策定する。そして人材育成プログラムを実践し、職員の意識改革、能力開発、技術力向上を図る。

④ 職員の技術力向上

引き続き、職員の研修を計画的、戦略的に進めるとともに、人材育成プログラムを実践し技術力の向上を図る。

また、必要な資格の取得や登録更新等に要する費用の助成を行う。

⑤ 新しい職場環境の実現

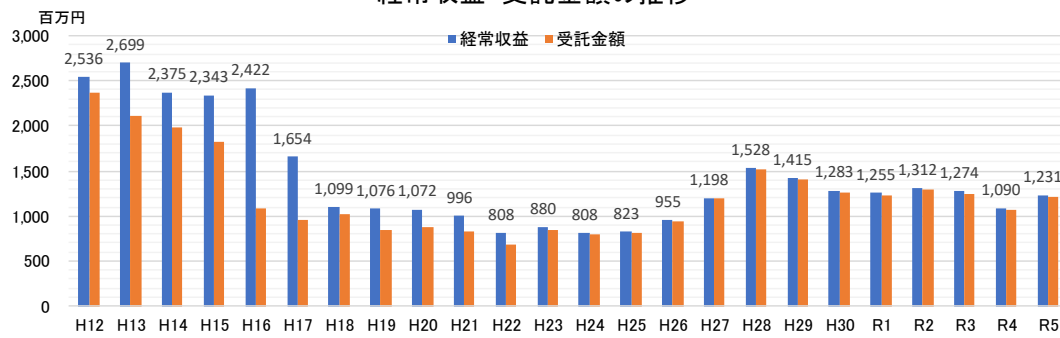
DXの推進を継続し、業務の効率化、生産性の向上及び労働環境の改善を図る。効率化等により捻出された人員・時間を必要な業務に割り当てる。

（３）センターのPR

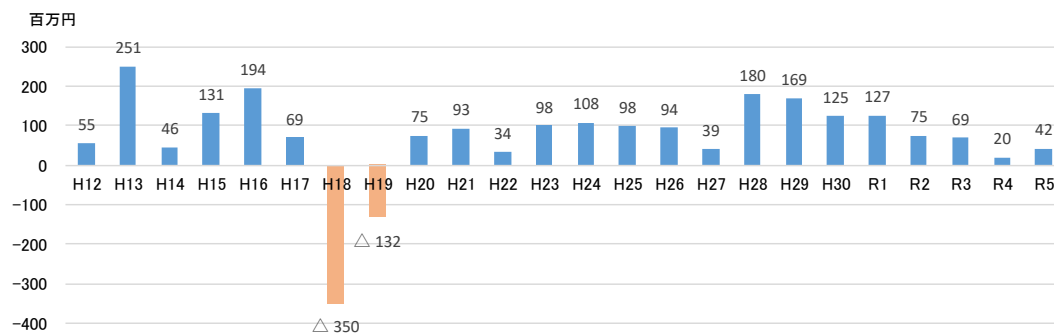
業務案内、「けんせつサポート」、ホームページなどを活用しセンターのPRを継続して行う。

PRの媒体は、見やすい・わかりやすいものであるように、適時適切に更新して行く。

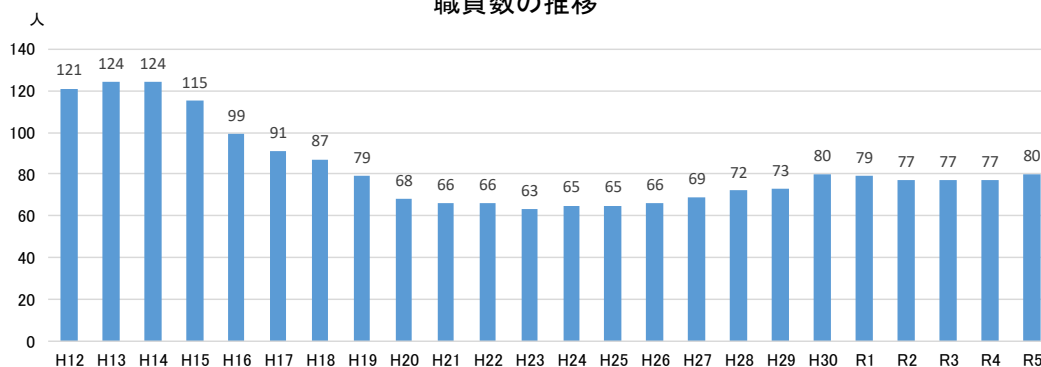
経常収益・受託金額の推移



収支差額(経常増減額)の推移



職員数の推移



人件費の推移

